

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職 員 給 与 関 係 資 料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民 間 給 与 関 係 資 料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	学歴別初任給	48
第21表	初任給の改定状況	49
第22表	特別給の支給状況	49
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第24表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	50

3 生 計 費 関 係 資 料

第25表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	51
------	------------------------	----

4 人 事 管 理 に 関 する 報 告 関 係 資 料

第26表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和6年度・令和7年度比較）	52
第27表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和6年度・令和7年度比較）	53
第28表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和7年度・令和8年度比較）	54
第29表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	56
第30表	育児休業の新規取得状況	57
第31表	男性の育児休業取得率	57
第32表	子育て休暇の取得状況	57
第33表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	57
第34表	在職死亡者及び長期療養者の状況	58
第35表	健康相談件数の状況	58

5 人 事 院 勧 告 ・ 報 告 関 係 資 料

令和8年 人事院勧告・報告の概要	59
------------------	----

1 職員給与関係資料

令和8年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	9,162人	42.1歳	19.7年
行政職給料表	2,985	41.8	19.6
公安職給料表	1,182	38.8	17.8
教育職給料表(1)	1,462	46.0	23.1
教育職給料表(2)	3,146	41.9	19.1
研究職給料表	157	40.1	16.8
医療職給料表(1)	46	37.0	12.9
医療職給料表(2)	93	43.4	20.0
医療職給料表(3)	58	44.2	20.8
海事職給料表	33	43.6	22.7

(注) 1 企業局に勤務する職員(29人)、病院局に勤務する職員(1,415人)及び「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける職員(62人)は含まれていない(以下第13表までにおいて同じ。)

2 再任用職員(372名:うち暫定再任用職員(フルタイム)208名、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員164名)は含まれていない(第10表及び第11表を除く。)

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第9項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第13表までにおいて同じ。)

4 「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」(令和7年鳥取県条例第1号)第7条第2項により給料月額が決定される鳥取方式短時間勤務職員は、含まれていない(以下第13表までにおいて同じ。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	85.2	4.1	10.7	0.0	56.6	43.4
行 政 職 給 料 表	100.0	78.8	5.9	15.3	0.0	58.2	41.8
公 安 職 給 料 表	100.0	55.8	3.4	40.9	0.0	86.7	13.3
教育職給料表(1)	100.0	95.0	2.6	2.4	—	54.0	46.0
教育職給料表(2)	100.0	98.9	1.1	0.0	—	45.4	54.6
研 究 職 給 料 表	100.0	99.4	0.6	—	—	70.7	29.3
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	54.4	45.7
医療職給料表(2)	100.0	76.3	23.7	0.0	—	36.6	63.4
医療職給料表(3)	100.0	17.2	82.8	—	—	3.5	96.6
海 事 職 給 料 表	100.0	30.3	39.4	27.3	3.0	97.0	3.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全 職 員
給 料	371,737 円
扶 養 手 当	10,616
管 理 職 手 当	6,847
地 域 手 当	675
そ の 他 の 手 当	10,488
合 計	400,363

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、
単身赴任手当（基礎額）及び特地勤務手当等である（以下各表において同じ。）。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給 料	337,348 円	359,876 円
扶 養 手 当	8,796	16,571
管 理 職 手 当	10,010	4,624
地 域 手 当	831	237
そ の 他 の 手 当	7,540	6,256
合 計	364,525	387,564

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	415,585 円	391,156 円
扶 養 手 当	11,507	9,951
管 理 職 手 当	4,306	5,892
地 域 手 当	57	22
そ の 他 の 手 当	10,637	10,875
合 計	442,092	417,896

（注） 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	332,918 円	437,322 円
扶 養 手 当	8,022	4,772
管 理 職 手 当	5,419	22,411
地 域 手 当	0	71,173
そ の 他 の 手 当	11,232	282,300
合 計	357,591	817,978

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給 料	336,126 円	335,553 円
扶 養 手 当	7,516	9,172
管 理 職 手 当	5,006	2,409
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	8,284	8,748
合 計	356,932	355,882

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	370,612 円
扶 養 手 当	17,530
管 理 職 手 当	1,967
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	11,951
合 計	402,060

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数		
	うち扶養親族である子を 有する者		うち子以外の扶養親族を 有する者
1 人	人	人	人
2 人	1,250	1,155	95
3 人	1,578	1,570	36
4 人	655	655	34
5 人	90	90	7
6人以上	10	10	2
計	3	3	2
	3,586	3,483	176

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.7人である。
3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、27,122円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	人 66	人 31	人 1	人 0	人 8	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
受給者計	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額										
人 107	円 35,234										

第6表 管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	特 4 種	5 種	6 種	特 6 種	7 種	8 種
職員の 区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 16	人 56	人 168	人 158	人 30	人 198	人 2	人 4	人 111	人 19
区 分	1 種 (特定職)	2 種 (特定職)	3 種 (特定職)	4 種 (特定職)	5 種 (特定職)	受給者計		手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平均手当月額		
職員の 区分	理事監	参事監	総 合 事務所 課 長	総 合 事務所 室 長	検 査 専門員					
受給者	人 9	人 38	人 137	人 72	人 16	人 1,034	円 60,665			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	非支給地等
人 員 (構成比)	人 95 (100.0%)	人 27 (28.4%)	人 13 (13.7%)	人 3 (3.2%)	人 3 (3.2%)	人 3 (3.2%)	人 46 (48.4%)
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平均手当月額	円 65,117	円 68,536	円 60,313	円 54,288	円 23,827	円 12,761	円 71,282

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分		人 員 等
受 給 者		2,158 人
手当月額11,000円未満の受給者		4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者		932
手当月額27,000円の受給者		1,222
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,235 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
	8 人	13,238 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分		人 員 等
受 給 者		7,372 人
交通機関等のみを利用する者		306
交通用具のみを使用する者		6,895
交通機関等と交通用具を併用する者		171
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額		23,085 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額		8,503 円

第 10 表 暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給 料 表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 50	人	人 18	人	人 18	人 1	人 12	人	人 1	人	人
公安職給料表	1					1					
教育職給料表(1)	67		67								
教育職給料表(2)	85		84	1							
研究職給料表	2		2								
医療職給料表(2)	1		1								
医療職給料表(3)	1				1						
海 事 職 給 料 表	1					1					
給 料 表 計	208										
60歳	0										
61歳	1										
62歳	70										
63歳	71										
64歳	54										
65歳	12										

(注) 該当人員 0 の級は空欄とした（次表について同じ。）。

第 11 表 暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給 料 表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 22	人	人 5	人	人 12	人 3	人 2	人	人	人	人
公安職給料表	5					5					
教育職給料表(1)	46		46								
教育職給料表(2)	89		89								
医療職給料表(2)	1		1								
医療職給料表(3)	1		1								
給 料 表 計	164										
60歳	14										
61歳	36										
62歳	43										
63歳	29										
64歳	39										
65歳	3										

第 1 2 表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	
2								2	
3								12	1
4								17	5
5								6	9
6							1	5	4
7								3	1
8									
9	7								
10									
11									
12	1								
13			1						
14	5								
15	1						2		
16	1	1	4						
17			5				2		
18		2	1				7		
19	10	13	4				3		
20	2	2	6				6		
21	1	5	12				5		
22		60		1			2		
23		9	1				5		
24	18	6	3	2			1		
25	1	8	20	1			1		
26	1	6	6	2					
27	3	51	4						
28		5	1				1		
29	76	14	21						
30	2	9	7	1					
31	1	53	4	1	1	1			
32		5	9	1		3			
33	1	4	24						
34	84	13	6			1			
35	1	35	6	3		2			
36	6	4	5	4		1			
37	1	7	24	1	1	3	8		
38	1	10	6	1		5			
39	87	38	2	10	1	8			
40	3	4	6	1		6			
41	2	6	25	1	1	18			
42	6	4	7	5	3	11			
43	12	20	7	11	5	13			
44	84	8	8	16	3	17			
45	6	10	27	7	3	19			
46	6	3	9	8	8	27			
47	10	14	9	15	16	14			
48	3	2	20	12	14	14			
49	50	4	17	15	10	17			
50		3	13	7	10	17			
51		15	7	17	21	8			
52		4	9	18	23	19			
53		11	14	21	28	9			
54	1	4	7	15	28	6			
55	1	10	5	21	26	14			
56	2		11	21	19	12			
57	1	4	24	20	21	13			
58		3	8	11	18	9			
59	1	10	8	8	23	8			
60	1	3	14	5	12	10			
61		2	14	4	16	8			
62		1	15	1	3	5			
63		9	11		19	5			
64		3	16	1	10	2			
65	1	5	9		7	3			
66	1		7		5	3			
67	4	1	11		5	1			
68		3	13		7	1			
69		5	7		6	12			
70		1	8		14				
71		2	8		4				
72			13		3				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73		2	6		5				
74			10		3				
75		2	4		2				
76			7		2				
77		1	3		1				
78		3	2		2				
79		3	4		2				
80		1	7		3				
81			3						
82			7		1				
83		1	5						
84			6						
85		1	2		2				
86		2	2						
87		1	6						
88		2	1						
89		2	6						
90			5						
91		1	1						
92		1	5						
93	6		1						
94		2	4						
95		1	2						
96			1						
97		1	2						
98		1	3						
99		2	3						
100			4						
101			3						
102		1							
103			2						
104		3							
105									
106			4						
107			2						
108		2							
109		1	2						
110		1	3						
111			1						
112		1	1						
113		1	15						
114		2							
115		2							
116									
117		1							
118		1							
119		1							
120		1							
121									
122		4							
123		1							
124									
125		11							
計	512	598	714	289	417	345	44	46	20

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員 0 の号給は空欄とした（以下同じ。）。

適用職員数

2,985人

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8	12								3 7
9 10 11 12	10								
13 14 15 16									
17 18 19 20	9 2	18 1	1						
21 22 23 24	6 1 3	8 2	1 1						
25 26 27 28	1 6	1 8 1	1 1 2 1	1					
29 30 31 32	6 13 1	8 1 5 1	1 1	1 2	1			2	
33 34 35 36	3 1	6 9 14 1	1 1 6	1 1 1				2 1 1	
37 38 39 40	2 1	6 1 15 2	4 5	1 2	2 1			1 1	
41 42 43 44	1	8 6 21 2	7 3	5 5	2 4		2	7	
45 46 47 48	1	5 4 8	3 4 1	4 2	2 1 4 1	1 2	3 1 1		
49 50 51 52		3 12	12 4 13 1	6 1 5	1 3 3	3 1 1	5 2 1 4		
53 54 55 56		5 6 2	15 2 3	12 6 8 2	1 3	3 1	3 3 3 1		
57 58 59 60		7 3 3 3	8 2 8 2	11 11 2 2	1 3 1	3 1	1 1 1		
61 62 63 64		2 1 1	4 5 7 2	15 15 5 2	2 2 1	3 2 5	3 1 3 1		
65 66 67 68			16 5 9	14 5 9 4	1 1	5 3 4 1	1 2		
69 70 71 72			8 1 9 3	14 5 10 5	1	2 1 2 3	13		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73 74 75 76	人	人	人 2 4 1	人 12 6 6 1	人 1	人 2 1 1	人	人	人
77 78 79 80			1 2 2	14 5 11 5		1 1 2 1			
81 82 83 84			1 2 1 2	11 11 5 4		1 1			
85 86 87 88				5 8 6 6		1 3			
89 90 91 92			3	10 5 5 5					
93 94 95 96			3 1	9 3 4 4					
97 98 99 100				6 5 1 4					
101 102 103 104			1 1	5 5 3 3					
105 106 107 108			1 1	1 6 5					
109 110 111 112			1	1 5 4 5					
113 114 115 116				5 2 5 5					
117 118 119 120				4 4					
121 122 123 124				30					
125 126 127 128			1						
129 130 131 132			1						
133 134 135 136									
137 138 139 140			1						
141 142 143 144 145									
計	79	210	234	470	44	64	56	15	10

適用職員数	1,182人
-------	--------

教育職給料表（１）

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8		14			3
9 10 11 12		16 6			3 2
13 14 15 16		9			2 4 5
17 18 19 20		7 18			1 1 2 2
21 22 23 24		5 1 2			1 1
25 26 27 28		14 6 1			1
29 30 31 32		22 5 3			1
33 34 35 36		17 1 2			1
37 38 39 40		14 5 1			
41 42 43 44	1	12 1 3 1		1 6	
45 46 47 48		11 1 4 1		2 5 10 7	
49 50 51 52	2 2	11 1 5 2		6 7 3 4	
53 54 55 56	1 1	17 3 6 2		3 3 5 3	
57 58 59 60	1 2	15 1 7 2	2 1	3 1 1	
61 62 63 64		16 5 8 1	3 1	1 1	

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
65 66 67 68	人	人	人	人	人
65 66 67 68		18 3 7 4	1 2 1	1	
69 70 71 72	1	11 4 10 4	3 4 9 9		
73 74 75 76	1	19 2 9 7	4 5 3 2		
77 78 79 80		12 9 8 7	1 4 3 2		
81 82 83 84	2	10 4 14 9	4 1 2 1		
85 86 87 88	1	18 3 9 4	1		
89 90 91 92		16 4 6 10	1		
93 94 95 96	1	18 6 4 5	1		
97 98 99 100	1 1	19 4 14 11			
101 102 103 104		23 7 13 12			
105 106 107 108		29 8 12 6			
109 110 111 112	1 1	17 6 13 9			
113 114 115 116		23 7 15 6			
117 118 119 120		20 8 18 19			
121 122 123 124		22 13 22 7			
125 126 127 128		24 17 25 24			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
129 130 131 132	人	46 15 38 11 人	人	人	人
133 134 135 136		45 14 15 9			
137 138 139 140		22			
141 142 143 144					
145 146 147 148	1				
149 150 151 152 153					
計	21	1, 267	71	73	30

適用職員数	1, 462人
-------	---------

教育職給料表（２）

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					1 23 24
9 10 11 12					20 11 23 16
13 14 15 16					9 11 6 7
17 18 19 20		72 4			4 4 2
21 22 23 24		71 1 13			1 1 1
25 26 27 28		2 80			1 1
29 30 31 32		14 3 81			
33 34 35 36		2 16 2 1			
37 38 39 40		58 16 1			
41 42 43 44		59 1 13 10			
45 46 47 48		48 21 4			
49 50 51 52		51 3 19 4			
53 54 55 56		55 1 20 7	1		
57 58 59 60		66 1 19 6	2 2	1 1 1	
61 62 63 64		53 2 15 1	2 1 2	4 6 8	

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
65 66 67 68	人	人	人	人	人
65 66 67 68		48 4 21 8	1 4 2 1	7 9 25 16	
69 70 71 72		64 2 18 4	1 2 1 4	10 12 10 11	
73 74 75 76		58 6 12 6	2 2 1 1	10 14 10 2	
77 78 79 80		54 5 16 11	2	13 4 1 4	
81 82 83 84		49 5 13 13	1	1 1 4	
85 86 87 88		51 7 15 9		1 1	
89 90 91 92		33 8 21 7			
93 94 95 96		36 7 14 10			
97 98 99 100		36 7 14 12			
101 102 103 104		28 8 19 16			
105 106 107 108		29 10 15 14			
109 110 111 112		22 5 19 10			
113 114 115 116		41 8 19 14			
117 118 119 120		42 4 14 12			
121 122 123 124		41 11 13 7			
125 126 127 128		36 19 19 24			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
129 130 131 132	人	人 33 11 27 38	人	人	人
133 134 135 136		35 18 29 48			
137 138 139 140		53 41 46 26			
141 142 143 144		57 21 51 16			
145 146 147 148		39 17 4			
149		9			
計	0	2,758	35	187	166

適用職員数	3,146人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					
9 10 11 12					
13 14 15 16					
17 18 19 20					
21 22 23 24			1		
25 26 27 28					
29 30 31 32	2 1				
33 34 35 36	5 1		1 1	1 1 3	
37 38 39 40	6		1	1	
41 42 43 44	3 7	1 1	1 1 3	1 1	
45 46 47 48	1 2	1 3	2 3 1	1	
49 50 51 52	7 3	1	1 2		
53 54 55 56	3 1 2	1	1 1	2 1	
57 58 59 60	1	2	1 1 1 2	1	
61 62 63 64	2 1 2	2 1 1	1		
65 66 67 68	1 2	2 3 1	1 2		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
69 70 71 72	1 1 3 人	1 1 2 人	人	人	人
73 74 75 76	2 人	1 1 人			
77 78 79 80	2 人		1 人		
81 82 83 84	2 人	1 人			
85 86 87 88	1 1 人	2 人	1 人		
89 90 91 92		1 人	1 人		
93 94 95 96	1 人	1 1 人			
97 98 99 100	1 人	1 人			
101 102 103 104		1 人			
105 106 107 108					
109 110 111 112					
113 114 115 116	1 人				
117 118 119 120	1 人				
121 122 123 124	1 1 人	3 人			
125 126 127 128	1 人				
129 130 131 132					
133 134 135 136					
137 138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148					
149 150 151 152	1				
計	74	37	32	14	0

適用職員数	157人
-------	------

医療職給料表（１）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				2
5				1
6				1
7				
8				1
9				
10				
11				
12				
13				
14		1		
15		2		
16				
17	7			
18				
19			2	
20		1		
21	7			
22				
23				
24				
25	7			
26				
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37	4			
38				
39				
40				
41	2			
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65			5	
66				

職務の級 号 給	1	2	3	4
67 68	人	人	人	人
69 70 71 72 73				
計	28	4	9	5

適用職員数	46人
-------	-----

医療職給料表（２）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人 1	人	人	人	人	人
5 6 7 8							
9 10 11 12		2					
13 14 15 16		2 1					1
17 18 19 20		2					
21 22 23 24							1
25 26 27 28		3					
29 30 31 32	1	2 1				1 1	
33 34 35 36		2					
37 38 39 40					1		
41 42 43 44					2		
45 46 47 48		1		1	1		
49 50 51 52		1 1 2			1	1 1	
53 54 55 56			1	1	1 1	2	
57 58 59 60		1 1		1 1	3		
61 62 63 64		1 2	1 1 1	2 1 1 1	1		
65 66 67 68		1 1					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
69 70 71 72	人	人	人	2 1 人	2 人	人	人
73 74 75 76		1 1 1		1 1	1 1		
77 78 79 80		1 1		1 1			
81 82 83 84				1 1			
85 86 87 88				1 1			
89 90 91 92				1 1			
93 94 95 96		1 1 1					
97 98 99 100				1			
101 102 103 104							
105 106 107 108				1			
109 110 111 112							
113 114 115 116							
117 118 119 120 121							
計	1	37	5	25	17	6	2

適用職員数	93人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8							
9 10 11 12							
13 14 15 16							
17 18 19 20							
21 22 23 24							
25 26 27 28		1					
29 30 31 32		4				1	
33 34 35 36		3					
37 38 39 40		1					
41 42 43 44		1					
45 46 47 48		1					
49 50 51 52		1					
53 54 55 56		2	1				
57 58 59 60		1 1	1 1	1			
61 62 63 64		1	1				
65 66 67 68		1 1			1		
69 70 71 72			1				
73 74 75 76							
77 78 79 80		1		1 1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
81	人	人	人	人	人	人	人
82			1				
83		1	1	1			
84			1				
85		1		1			
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92			1				
93		1	1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				2			
102		1					
103							
104							
105				1			
106							
107							
108							
109		2					
110		1					
111							
112							
113			1				
114							
115		2					
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122			1				
123							
124							
125		1					
126		1					
127							
128							
129							
130							
131							
132		1					
133							
134							
135							
136							
137		1					
138							
139							
140							
141		1					
142							
143							
144		1					
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	35	12	8	2	1	0

適用職員数

58人

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					
9 10 11 12	1				
13 14 15 16					
17 18 19 20					
21 22 23 24				1	
25 26 27 28		1			
29 30 31 32		1		1	
33 34 35 36			1 1 1		
37 38 39 40				1	
41 42 43 44				1 1	
45 46 47 48			1 1		1
49 50 51 52	1	2	1 1		
53 54 55 56		1		1	
57 58 59 60					
61 62 63 64				1	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65 66 67 68	人	人	人	人	人
69 70 71 72					
73 74 75 76		1	1		
77 78 79 80		2			
81 82 83 84					
85 86 87 88		1			
89 90 91 92					
93 94 95 96					
97 98 99 100		1	1		
101 102 103 104					
105 106 107 108		1			
109 110 111 112					
113 114 115 116		1			
117 118 119 120 121					
計	2	13	10	7	1

適用職員数	33人
-------	-----

第 13 表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	人 6	人	人	人	人	人	人	人	人	人 6
19歳	6									6
20歳	13									13
21歳	19									19
22歳	65									65
23歳	82									82
24歳	94									94
25歳	100									100
26歳	76	2								78
27歳	27	55								82
28歳	3	70								73
29歳	3	67					1			71
30歳	6	50								56
31歳		51	19							70
32歳	2	44	16							62
33歳	1	38	30							69
34歳		26	27				1			54
35歳		33	36							69
36歳		29	43	1						73
37歳	1	18	45							64
38歳		11	36							47
39歳		10	33							43
40歳		8	40	6						54
41歳		7	40	13						60
42歳		7	46	15						68
43歳		5	39	21	1					66
44歳		2	24	26	9					61
45歳		7	25	17	24		1		1	75
46歳		5	26	26	25					82
47歳		4	20	22	27	4			1	78
48歳	1	5	18	23	27	9				83
49歳		5	14	20	28	17	2			86
50歳	1	1	22	26	23	15	1			89
51歳		1	9	16	29	21	1			77
52歳		3	18	17	33	35	3			109
53歳		5	13	11	33	36	2	3		103
54歳		9	16	12	37	46	2	7	1	130
55歳		6	15	9	28	29	6	2	1	96
56歳	2	4	13	2	28	37	5	5	3	99
57歳	1	3	13	2	29	31	5	12	2	98
58歳		4	11	3	19	33	7	11	4	92
59歳	1	3	7	1	17	31	7	5	7	79
60歳以上	2					1		1		4
計	512	598	714	289	417	345	44	46	20	2,985

(注) 該当人員 0 の年齢は空欄とした（以下同じ。）。

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳	12									12
20歳	10									10
21歳	9									9
22歳	8									8
23歳	11	17								28
24歳	17	8								25
25歳	3	16	1							20
26歳	2	24	3							29
27歳	2	25	4							31
28歳	1	28	6							35
29歳	3	20	8							31
30歳		30	11	1						42
31歳	1	14	9	1						25
32歳		11	12	1						24
33歳		6	21	8						35
34歳		1	30	8						39
35歳		4	24	10						38
36歳		1	25	8						34
37歳		1	18	12	2					33
38歳		2	15	23	1					41
39歳		1	10	26	3					40
40歳		1	5	28	7					41
41歳			7	36	4					47
42歳			4	32	2					38
43歳			3	25	4	4		1		37
44歳			2	24	7	6				39
45歳			2	23	3	8	3			39
46歳			1	18	2	9	5			35
47歳			2	31	2	3	3			41
48歳			3	22	3	6	3			37
49歳			3	23	2	5	3			36
50歳				22		5	4			31
51歳			1	9		8	7	1		26
52歳			1	15	1	2	10	3		32
53歳			1	8	1		2	1		13
54歳				8		3	2	3		16
55歳				15		1	2	1		19
56歳			1	12		2	2	1		18
57歳				11			3	3	4	21
58歳			1	4		2	2	1	2	12
59歳				2			2		4	8
60歳以上				4			3			7
計	79	210	234	470	44	64	56	15	10	1,182

教育職給料表（１）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		14				14
23歳		15				15
24歳		16				16
25歳		25				25
26歳	1	24				25
27歳	1	28				29
28歳	1	23				24
29歳	2	18				20
30歳	1	16				17
31歳	1	16				17
32歳	2	23				25
33歳	1	19				20
34歳		27				27
35歳	1	24				25
36歳		18				18
37歳	3	23				26
38歳		25				25
39歳		18				18
40歳		25				25
41歳	2	30				32
42歳	2	29				31
43歳	1	32				33
44歳		40				40
45歳		45	3			48
46歳		61	3			64
47歳		46	2	1		49
48歳		53	5	2		60
49歳	1	37	6	2		46
50歳		44	12	3		59
51歳		55	7	8		70
52歳		48	9	4		61
53歳	1	54	10	9		74
54歳		58	6	6	2	72
55歳		60	2	9	4	75
56歳		45	3	8	4	60
57歳		34	1	8	5	48
58歳		57	2	10	8	77
59歳		42		3	7	52
60歳以上						
計	21	1,267	71	73	30	1,462

教育職給料表（２）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		72				72
23歳		74				74
24歳		98				98
25歳		98				98
26歳		76				76
27歳		81				81
28歳		69				69
29歳		74				74
30歳		71				71
31歳		88				88
32歳		89				89
33歳		66				66
34歳		95				95
35歳		73				73
36歳		77				77
37歳		90				90
38歳		85				85
39歳		54				54
40歳		56				56
41歳		69				69
42歳		62				62
43歳		80				80
44歳		50				50
45歳		72				72
46歳		72	4			76
47歳		78	4			82
48歳		67	6	3		76
49歳		72	4	9		85
50歳		63	6	23	1	93
51歳		87	5	19		111
52歳		57	1	14	8	80
53歳		64	1	24	5	94
54歳		64	2	26	7	99
55歳		67	1	21	17	106
56歳		58		18	25	101
57歳		55		13	26	94
58歳		78	1	7	40	126
59歳		56		10	37	103
60歳以上		1				1
計	0	2,758	35	187	166	3,146

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
18歳 19歳	人	人	人	人	人	人
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳	2 4 11					2 4 11
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	9 9 6 3 2					9 9 6 3 2
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳	6 4 3 4 1	1 1				6 4 3 5 2
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳	1 2 1	3 3 1				4 5 1 1
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳	1 1 1	1 5 3 1 2	1			1 6 4 2 3
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳	1	5 1 1	1 1 3 2	1		6 1 2 4 3
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳	1	2	1 4 3 4 4	1 1 3		4 4 4 5 10
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳	1	2 1 1	3 2 2 1 1	1 2 2 3		5 6 4 5 1
60歳以上						
計	74	37	32	14	0	157

医療職給料表（１）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
18歳 19歳	人	人	人	人	人
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳	2				2
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	6 5 6 3				6 5 6 3
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳	4 1 1	1 1 1			4 1 1 1 1
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳	1 1	1	1 1		1 2 1
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳					
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳			1 1		1 1
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳			1	1	1 1
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳			1 1		1 1
60歳以上			2	4	6
計	28	4	9	5	46

医療職給料表（２）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳	1	1						2
24歳		3						3
25歳		2						2
26歳		1						1
27歳		5						5
28歳		1						1
29歳								
30歳		1						1
31歳		2						2
32歳		1						1
33歳		1						1
34歳		2						2
35歳		1						1
36歳		2						2
37歳		1	1					2
38歳		3						3
39歳		3	1					4
40歳			1	1				2
41歳								
42歳		1	1					2
43歳				6				6
44歳		3		1				4
45歳		2	1	2	1			6
46歳				1	1			2
47歳				2	3			5
48歳				1	2			3
49歳					1			1
50歳				4	2			6
51歳					2			2
52歳				3				3
53歳				1	1	2		4
54歳					2			2
55歳						1	1	2
56歳					1		1	2
57歳				2		1		3
58歳				1	1	2		4
59歳								
60歳以上		1						1
計	1	37	5	25	17	6	2	93

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳		4						4
26歳		3						3
27歳		1						1
28歳								
29歳		1						1
30歳		1						1
31歳		1						1
32歳		1						1
33歳		3						3
34歳								
35歳								
36歳								
37歳		1						1
38歳		1	1					2
39歳			1					1
40歳								
41歳		2	1					3
42歳		1	1					2
43歳		1		1				2
44歳								
45歳			1					1
46歳		1		1				2
47歳		2						2
48歳		1	2	1				4
49歳		1		1				2
50歳		1	1					2
51歳		1	1					2
52歳		1	1					2
53歳				3	1			4
54歳					1			1
55歳		2						2
56歳		1						1
57歳			1					1
58歳		2		1		1		4
59歳		1	1					2
60歳以上								
計	0	35	12	8	2	1	0	58

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
18歳 19歳	1 人	人	人	人	人	1 人
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳						
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	1	1 1				1 1 1
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳		1				1
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳		1 1 1	1			1 1 1 1 1
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳		1 1 1	2 1 1	1		3 2 3 1
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳		1	1 1 1			1 1 1 1
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳				1 1 1	1	1 2 2
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳		1 2		1 1		1 3 1
60歳以上						
計	2	13	10	7	1	33

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の結果

令和8年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」に分類された187事業所の中から無作為に抽出した104事業所（うち11事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業 建 設 業	6	2	—	—	4	—
製 造 業	37	2	4	1	30	—
電気・ガス・熱供給・水道業 情 報 通 信 業	13	2	1	2	8	—
運 輸 業 、 郵 便 業	2	—	—	—	2	—
卸 売 業 、 小 売 業	2	—	—	—	2	—
金 融 業 、 保 険 業 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	3	1	1	—	1	—
教 育 、 学 習 支 援 業 医 療 、 福 祉 サ ー ビ ス 業	32	3	4	13	12	—
合 計	93	10	10	16	57	—

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	7	55.9	680,818	110	680,708	
	短 大 卒	4	54.5	764,931	186	764,745	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	*	*	*	*	
		-	-	-	-	-	
	工 場 長	4	54.0	831,165	30,814	800,351	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	50	54.6	503,634	1,147	502,487	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	26	52.8	516,089	0	516,089	
	短 大 卒	6	55.1	479,953	7,299	472,654	
	高 校 卒	18	57.0	494,023	569	493,454	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	34	55.7	580,743	1,124	579,619	
	大 学 卒	14	55.5	623,434	32	623,402	
	短 大 卒	8	55.7	567,017	4,755	562,262	
	高 校 卒	11	56.9	531,130	0	531,130	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 部 次 長	17	51.9	470,100	1,284	468,816	
	大 学 卒	8	49.4	427,738	2,741	424,997	
	短 大 卒	4	52.1	450,945	0	450,945	
	高 校 卒	5	55.8	553,519	0	553,519	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	14	55.5	614,095	20,421	593,674	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	7	53.3	620,947	23,784	597,163	
	短 大 卒	3	55.2	672,068	39,722	632,346	
	高 校 卒	4	59.8	558,364	0	558,364	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	85	50.9	479,676	8,087	471,589	構成員10人以上又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	大 学 卒	35	49.7	480,860	7,059	473,801	
	短 大 卒	13	50.3	403,820	8,605	395,215	
	高 校 卒	36	52.2	506,023	9,164	496,859	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 課 長	88	51.4	528,017	16,268	511,749	
	大 学 卒	37	49.3	514,402	10,322	504,080	
	短 大 卒	19	53.4	514,087	16,179	497,908	
	高 校 卒	32	52.6	552,677	23,269	529,408	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている（第15表共通）。
2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である（第15表共通）。
3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下2及び3において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	35	47.1	414,697	26,977	387,720	
	短 大 卒	18	45.3	383,250	22,698	360,552	
	高 校 卒	9	50.4	401,532	31,700	369,832	
	中 学 卒	8	47.0	498,337	30,237	468,100	
		-	-	-	-	-	
	技 術 課 長 代 理	25	52.2	454,356	9,430	444,926	
	大 学 卒	9	50.3	438,529	25,692	412,837	
	短 大 卒	9	53.6	495,214	935	494,279	
	高 校 卒	7	52.7	415,866	0	415,866	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	202	46.9	389,405	34,747	354,658	係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	80	43.5	396,320	38,302	358,018	
	短 大 卒	31	48.8	384,645	38,568	346,077	
	高 校 卒	91	49.3	384,933	30,307	354,626	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 係 長	143	48.3	462,945	48,064	414,881	
	大 学 卒	62	46.4	426,469	30,299	396,170	
	短 大 卒	22	47.5	396,974	20,399	376,575	
	高 校 卒	58	50.6	529,726	78,815	450,911	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 主 任	148	44.2	350,221	35,358	314,863	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	68	40.2	353,307	38,936	314,371	
	短 大 卒	34	44.9	332,430	33,289	299,141	
	高 校 卒	44	49.5	361,406	32,304	329,102	
	中 学 卒	2	*	*	*	*	
	技 術 主 任	147	41.8	415,303	56,980	358,323	
	大 学 卒	71	40.1	404,523	54,248	350,275	
短 大 卒	32	40.4	402,904	55,663	347,241		
高 校 卒	44	45.8	444,034	62,764	381,270		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 員	717	41.0	286,036	22,109	263,927		
大 学 卒	250	38.1	292,704	22,709	269,995		
短 大 卒	147	43.0	284,331	25,831	258,500		
高 校 卒	319	42.3	281,451	19,840	261,611		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 係 員	525	33.8	315,993	34,118	281,875		
大 学 卒	233	32.0	314,134	32,713	281,421		
短 大 卒	88	34.5	305,241	32,820	272,421		
高 校 卒	203	35.8	323,737	36,733	287,004		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下 2 及び 3 において同じ。）。

5 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下 2 及び 3 において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 55.7	円 712,088	円 124	円 711,964	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	15	53.8	545,233	0	545,233	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	14	55.6	648,081	2,738	645,343	
	事 務 部 次 長	6	53.6	511,000	3,802	507,198	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	12	55.5	630,470	23,444	607,026	
	事 務 課 長	32	51.3	515,942	12,707	503,235	構成員10人以上又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	44	51.0	599,143	26,066	573,077	
	事 務 課 長 代理	14	47.7	473,767	56,592	417,175	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
	技 術 課 長 代理	8	51.8	501,668	0	501,668	
	事 務 係 長	56	48.4	416,138	40,020	376,118	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	51	49.1	575,720	86,903	488,817	
	事 務 主 任	54	48.1	409,426	47,809	361,617	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職責が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	85	43.3	452,634	64,054	388,580	
	事 務 係 員	249	39.2	296,329	22,940	273,389	
	技 術 係 員	226	30.5	331,857	37,035	294,822	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	35	54.9	486,712	1,613	485,099	構成員20人以上又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	20	55.8	536,364	59	536,305	
	事 務 部 次 長	11	51.0	449,256	0	449,256	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	
	事 務 課 長	53	50.6	457,244	5,229	452,015	構成員10人以上又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	44	51.8	462,090	7,186	454,904	
	事 務 課 長 代理	21	46.8	379,462	9,311	370,151	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
	技 術 課 長 代理	17	52.4	433,299	13,627	419,672	
	事 務 係 長	146	46.4	379,633	32,820	346,813	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	92	47.8	401,472	26,894	374,578	
	事 務 主 任	94	42.0	315,562	28,069	287,493	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職責が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	62	39.6	359,134	46,336	312,798	
	事 務 係 員	468	41.8	281,075	21,709	259,366	
	技 術 係 員	299	36.8	301,346	31,425	269,921	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A－B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	1	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務 代理者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	-	-	-	-	-	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	1	*	*	*	*	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	9	42.2	382,193	18,061	364,132	
	診療放射線技師	4	51.3	348,943	12,543	336,400	
	臨床検査技師	7	53.5	298,006	3,294	294,712	
	栄 養 士	10	40.7	259,022	12,058	246,964	
	理 学 療 法 士	51	38.6	307,842	21,255	286,587	
	作 業 療 法 士	49	36.2	287,187	13,260	273,927	
	総 看 護 師 長	3	62.2	507,685	13,042	494,643	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	45	49.7	400,737	38,225	362,512	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	104	38.1	315,504	50,010	265,494	
准 看 護 師	40	46.5	308,340	43,097	265,243		

規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
教育関係職種	高等学校校長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	高等学校教頭	2	*	*	*	*	
	高等学校教諭	23	46.2	460,776	289	460,487	

第 16 表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9 級	支店長、工場長 部 長、部次長	
8 級	課 長	支店長、工場長 部 長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課長代理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第 17 表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①－② ($\frac{①-②}{②} \times 100$)
377,893 円	366,828 円	11,065 円 (3.02%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレース方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者、県外事務所に勤務する者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：％)

役職段階 \ 項 目	ベースアップ	ベース改定中止	ベ ー ス ダ ウ ン	ベース改定の 慣行なし
係 員	72.1	4.2	0.0	23.7
課 長 級	65.0	4.2	0.0	30.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階 \ 項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	96.0	96.0	28.6	7.7	59.8	0.0	4.0
課 長 級	85.5	85.5	27.0	6.3	52.2	0.0	14.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない
 事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	245,829
	短 大 卒	206,943
	高 校 卒	198,395

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第 2 1 表 初任給の改定状況

(単位：％)

項目 学歴		採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計	16.9	(74.4)	(25.6)	(0.0)	83.1
	500人以上	10.6	(43.5)	(56.5)	(0.0)	89.4
	100人以上 500人未満	21.2	(85.1)	(14.9)	(0.0)	78.8
高 校 卒	規 模 計	18.6	(73.7)	(26.3)	(0.0)	81.4
	500人以上	9.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.7
	100人以上 500人未満	25.1	(67.0)	(33.0)	(0.0)	74.9

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第 2 2 表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区 分	企業規模			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
下 半 期		2.13	2.12	2.13
上 半 期		2.38	2.74	2.21
年 間 の 計		4.50	4.86	4.35

(注) 1 下半期は令和7年8月から令和8年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

企業規模 \ 項 目	部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	46.3	53.7	47.1	52.9	48.9	51.1
500人以上	44.3	55.7	47.9	52.1	50.4	49.6
100人以上500人未満	47.8	52.2	46.5	53.5	47.8	52.2

第24表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い手当等を 支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を 支給しない
	一時金	一時金以外	
79.0	81.4	50.3	21.0

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位：％、回)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
％	％	％	％	％	％	回	％
72.4	(11.4)	(54.7)	(2.9)	(31.0)	(0.0)	14.9	27.6

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした場合である。

3 生計費関係資料

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,500	51,040	63,200	75,360	87,420
住 居 関 係 費	36,590	47,380	40,880	34,380	27,830
被 服 ・ 履 物 費	3,990	4,410	6,160	7,900	9,650
雑 費 I	31,250	39,150	54,280	69,250	84,380
雑 費 II	10,220	19,740	23,060	26,380	29,750
計	110,550	161,720	187,580	213,270	239,030

（注）1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・令和8年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食料

住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 人事管理に関する報告関係資料

第26表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合
(令和6年度・令和7年度比較)

(単位：人)

区 分		年360時間 以下の職員数		年360時間を 超える職員数		うち年720時間を 超える職員数	
		R7	R6	R7	R6	R7	R6
知事部局	本庁	855 (79.7%)	896 (80.4%)	218[0] (20.3%)	219[0] (19.6%)	37[0] (3.4%)	29[0] (2.6%)
		19 (90.5%)	0 (0%)	2[0] (9.5%)	0[0] (0%)	0[0] (0%)	0[0] (0%)
	本庁以外	750 (98.6%)	1,253 (96.2%)	11[0] (1.4%)	49[0] (3.8%)	0[0] (0%)	1[0] (0.1%)
		539 (88.8%)	37 (50.7%)	68[0] (11.2%)	36[0] (49.3%)	10[0] (1.6%)	7[0] (9.6%)
	全体	1,605 (87.5%)	2,149 (88.9%)	229[0] (12.5%)	268[0] (11.1%)	37[0] (2.0%)	30[0] (1.2%)
		558 (88.9%)	37 (50.7%)	70[0] (11.1%)	36[0] (49.3%)	10[0] (1.6%)	7[0] (9.6%)
教育委員会 (学校教員 以外)	特別支援 学校	42 (100%)	41 (100%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	高等学校	130 (99.2%)	135 (100%)	1[0] (0.8%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	教育委員会 事務局	190 (83.7%)	191 (88.0%)	37[0] (16.3%)	26[0] (12.0%)	1[0] (0.4%)	1[0] (0.5%)
	全体	362 (90.5%)	367 (93.4%)	38[0] (9.5%)	26[0] (6.6%)	1[0] (0.3%)	1[0] (0.3%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援 学校	580 (92.5%)	586 (92.0%)	47[0] (7.5%)	51[0] (8.0%)	1[0] (0.2%)	1[0] (0.2%)
	高等学校	923 (82.9%)	930 (82.2%)	190[0] (17.1%)	202[0] (17.8%)	4[0] (0.4%)	1[0] (0.1%)
	全体	1,503 (86.4%)	1,516 (85.7%)	237[0] (13.6%)	253[0] (14.3%)	5[0] (0.3%)	2[0] (0.1%)
警察本部	本部	42 (100%)	53 (100%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		340 (81.0%)	391 (83.0%)	80[0] (19.0%)	80[24] (17.0%)	4[4] (1.0%)	3[3] (0.6%)
	本部以外	—	—	—	—	—	—
		646 (73.2%)	621 (76.0%)	237[10] (26.8%)	196[10] (24.0%)	3[0] (0.3%)	7[7] (0.9%)
	全体	42 (100%)	53 (100%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		986 (75.7%)	1,012 (78.6%)	317[10] (24.3%)	276[34] (21.4%)	7[4] (0.5%)	10[10] (0.8%)

- (注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第2項）。以下同じ。）の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。
- 2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。
- 3 教育委員会（学校教員）については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。
- 4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
- 5 表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条の2第1項第2号に規定する部署。この項及び第27表並びに第28表において「他律的部署」という。）、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
- 6 令和7年度の年360時間以下の職員数及び360時間を超える職員数は、令和7年度末の実績により算出しているため、これらを合算した職員数は第27表及び第28表の職員数と必ずしも一致しない。

第27表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和6年度・令和7年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数
(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数				うち月100時間以上の職員数			
				R7		R6		R7		R6	
		R7	R6	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,060 21	1,099 0	397 13	1,337 28	397 0	1,243 0	47 1	99 1	54 0	108 0
	本 庁 以 外	753 606	1,296 70	32 104	57 353	120 41	213 230	2 3	2 8	2 3	4 8
	全 体	1,813 627	2,395 70	429 117	1,394 381	517 41	1,456 230	49 4	101 9	56 3	112 8
教 育 委 員 会	特 別 支 援 学 校	42	41	0	0	1	1	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	138	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	217	51	154	36	107	4	4	4	5
	全 体	400	396	51	154	37	108	4	4	4	5
警 察 本 部	本 部	79 430	72 423	0 120	0 259	1 124	1 319	0 0	0 0	0 0	0 0
	本 部 以 外	0 823	0 805	0 290	0 856	0 284	0 773	0 0	0 0	0 0	0 0
	全 体	79 1,253	72 1,228	0 410	0 1,115	1 408	1 1,092	0 0	0 0	0 0	0 0

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数				うち月100時間以上の職員数			
				R7		R6		R7		R6	
		R7	R6	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,081	1,099	0	0	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,359	1,366	0	0	1	1	0	0	0	0
	全 体	2,440	2,465	0	0	1	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	41	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	138	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	217	0	0	0	0	0	0	0	0
	全 体	400	396	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	509	495	15	23	17	24	15	23	17	24
	本 部 以 外	823	805	5	5	11	11	5	5	11	11
	全 体	1,332	1,300	20	28	28	35	20	28	28	35

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
4 職員数は、令和7年4月の勤務実績をもとに算出(年度途中で他律的部署として指定された部署については、年度当初から他律的部署の人数に含める。)しているため、第26表及び第28表の職員数と必ずしも一致しない。

第28表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和7年度・令和8年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R8	R7	R8	R7	R8	R7	R8	R7
知 事 局	本 庁	1,107	1,120	117	126	95	133	113	119
		0	0	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,282	1,274	24	21	13	13	9	7
		67	70	22	15	19	20	26	20
	全 体	2,389	2,394	141	147	108	146	122	126
		67	70	22	15	19	20	26	20
教 育 委 員 会	特別支援学校	41	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	131	1	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	224	227	15	15	14	12	21	6
	全 体	396	400	16	15	14	12	21	6
警 察 本 部	本 部	80	79	0	0	0	0	0	0
		427	430	29	36	16	19	21	20
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		779	823	97	71	42	75	70	69
	全 体	80	79	0	0	0	0	0	0
		1,206	1,253	126	107	58	94	91	89

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R8	R7	R8	R7	R8	R7	R8	R7
知 事 部 局	本 庁	1,107 0	1,120 0	5 0	4 0	1 0	6 0	3 0	5 0
	本 庁 以 外	1,282 67	1,274 70	1 0	2 1	0 0	0 3	0 0	0 1
	全 体	2,389 67	2,394 70	6 0	6 1	1 0	6 3	3 0	5 1
教 育 委 員 会	特別支援学校	41	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	131	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	224	227	0	0	0	0	0	0
	全 体	396	400	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	80 427	79 430	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	本 部 以 外	0 779	0 823	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	全 体	80 1,206	79 1,253	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

(1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R8	R7	R8	R7	R8	R7	R8	R7
知 事 部 局	本 庁	1,107	1,120	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,349	1,344	0	0	0	0	0	0
	全 体	2,456	2,464	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	41	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	131	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	224	227	0	0	0	0	0	0
	全 体	396	400	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	507	509	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	779	823	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,286	1,332	0	0	0	0	0	0

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R8	R7	R8	R7	R8	R7	R8	R7
知 事 部 局	本 庁	1,107	1,120	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,349	1,344	0	0	0	0	0	0
	全 体	2,456	2,464	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	41	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	131	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	224	227	0	0	0	0	0	0
	全 体	396	400	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	507	509	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	779	823	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,286	1,332	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
4 職員数は、4月1日時点のものであるため、第26表及び第27表の職員数と必ずしも一致しない。

第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事 部 局	182	204	163	158	162
うち本庁	227	267	209	213	223
地方機関	149	156	128	115	112
教 育 委 員 会	127	141	143	120	126
うち事務局	186	208	214	177	186
高等学校	45	51	46	44	42
特別支援学校	69	51	41	38	34
警 察 本 部	199	211	216	222	231
うち本部	168	175	187	194	195
本部以外	216	232	232	239	250

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については学校で勤務する教員を除いたものである。
2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第30表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事 部 局	73(32)	77(45)	107(40)	126(59)	115(56)
教 育 委 員 会	27(2)	28(8)	41(13)	40(19)	49(22)
警 察 本 部	80(63)	87(67)	108(87)	92(73)	87(68)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。
 3 () 内は男性職員取得者数で内数である。
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第31表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事 部 局	40.3(27/67)	65.6(40/61)	87.5(35/40)	90.6(58/64)	100(40/40)
教 育 委 員 会	7.7(2/26)	22.9(8/35)	31.7(13/41)	61.3(19/31)	61.1(22/36)
警 察 本 部	85.1(63/74)	63.2(60/95)	70.4(50/71)	67.9(53/78)	68.6(48/70)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 () 内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第32表 子育て休暇の取得状況

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事 部 局	536(321)	585(346)	663(398)	686(403)	820(499)
教 育 委 員 会	426(201)	444(205)	565(262)	547(265)	672(353)
警 察 本 部	208(155)	235(174)	356(288)	382(288)	432(338)

- (注) 1 () 内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事 部 局	163	160	85	85	73
教 育 委 員 会	4	6	7	9	10
警 察 本 部	11	1	16	35	42

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第 3 4 表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
知 事 局	在職死亡者	0	4	1	3	3
	長期療養者	93 (3.4%)	101 (3.6%)	91 (3.2%)	78 (2.7%)	90 (3.1%)
	うち精神疾患	71 (2.6%)	76 (2.7%)	73 (2.6%)	56 (2.0%)	63 (2.2%)
教 育 委 員 会	在職死亡者	1	1	1	0	2
	長期療養者	52 (2.5%)	49 (2.4%)	50 (2.4%)	51 (2.5%)	50 (2.5%)
	うち精神疾患	37 (1.8%)	32 (1.5%)	35 (1.7%)	39 (1.9%)	37 (1.8%)
警 察 本 部	在職死亡者	1	0	0	0	0
	長期療養者	16 (1.1%)	15 (1.0%)	15 (1.0%)	21 (1.5%)	22 (1.6%)
	うち精神疾患	7 (0.5%)	9 (0.6%)	3 (0.2%)	5 (0.4%)	13 (0.9%)
合 計	在職死亡者	2	5	2	3	5
	長期療養者	161 (2.6%)	165 (2.6%)	156 (2.5%)	150 (2.4%)	162 (2.6%)
	うち精神疾患	115 (1.8%)	117 (1.8%)	111 (1.8%)	100 (1.6%)	113 (1.8%)

(注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により 30 日以上休業（病気休暇を含む。）した者の実人数である。

2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。

3 () 内は毎年 4 月 1 日現在の職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。）に占める長期療養者数の割合である。

第 3 5 表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
知 事 局		2,560	2,452	2,319	1,842	1,850
うちメンタルヘルス相談		2,389 (93.3%)	2,414 (98.5%)	2,201 (94.9%)	1,650 (89.6%)	1,656 (89.5%)
教 育 委 員 会		804	1,049	1,083	629	492
うちメンタルヘルス相談		676 (84.1%)	930 (88.7%)	965 (89.1%)	522 (83.0%)	448 (91.1%)
警 察 本 部		216	143	292	202	210
うちメンタルヘルス相談		41 (19.0%)	44 (30.8%)	73 (25.0%)	42 (20.8%)	30 (14.3%)

(注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談 24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 () 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ 1 件として数えている。

5 人事院勧告・報告関係資料

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
[対象]
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ [令和8年4月実施]

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準 [官民較差:15,056円(3.51%)]

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 [令和9年4月実施]
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ [令和8年4月実施]
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分) [令和8年4月実施] ※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し [令和9年4月実施]
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃